

令和2年7月

お客様各位

川口信用金庫

令和2年7月以降の当金庫の業務対応について

平素は当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫ではお客様への新型コロナウイルス感染防止を最優先に考え、埼玉県を含む首都圏4都県と北海道に対する「緊急事態宣言」が解除された後も、6月30日まで渉外業務と預かり資産の取扱いについて一部業務の縮小を継続させていただいておりました。

今般、新型コロナウイルス感染症も収束の方向に向かいつつあることから、令和2年7月以降、一部縮小していた渉外業務等を再開することとなりました。

今後とも、お客様ならびにご家族様の健康と安全等を配慮した活動を続けてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による資金繰り等のご相談に対応するため、全店舗に相談窓口を設置しておりますのでご活用ください。

以上